令和３年 11 月吉日

臨床実習指導者 様

静岡県臨床実習指導者講習会運営協議会
担当：（公社）静岡県作業療法士会 教育部

厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会（静岡県）のお知らせ

2021 年度は 7 月と 10 月に開催し、合計 156 名の皆様に受講していただきました。第 3 回を下記の通り開催いたします。なお、この第 3 回は参加者の皆様から寄せられたご意見を参考に、子育て世代にむけて受講しやすい環境を整えたく存じます。受講申請していただく皆様には次の 4 点をご理解いただいた上、お申し込みください。

①ご家庭での受講を推進します。（職場での受講を否定するものではありません）

②講義中は画面オフですが、演習中は画面をオンにしていただきますので、お子さんが画面上に写ることがあることをご了承ください。

※ママパパが頑張っている姿をお子さんにぜひ見せてあげてください。

③ご家庭で受講する場合にはヘッドセット（マイク・ヘッドホン）をご活用ください。

④遅刻、途中退室は認められません。

記

日　　程：第 3 回：令和 4 年 2 月 19 日（土）・20 日（日）

会　　場：ＷＥＢ開催

募集定員： 80 名

受講基準：実務経験 4 年以上（「4 年目」では受講することはできません）

受 講 料：県士会員-無料、非会員-8000 円

資 料 代：1,000 円（OT 協会作成の資料です）

申込期間：第 3 回講習会 令和 3 年 11 月 8 日（月）9 時から 20 日（金）21 時まで

※締め切り時点で申込み多数の場合は、次の①～③の有資格者を優先して受講者を決定いたします。結果は申込者全員に 11 月 26 日（金）までに通知いたします。

→①静岡県作業療法士会員、②認定・専門作業療法士資格取得者、③基礎講習修了者

※多くの施設からのご登録を推進しているため、同一施設から応募多数の場合には上記資格保有者においても、受講制限を設ける可能性があることをご了承ください。

申込方法： URL または QR コードより登録してください。

第 3 回（11/8 より）

https://forms.gle/a5RTTqw4yYskxknf9

問合せ先：
教育部 村岡健史（常葉大学）
t-mura@hm.tokoha-u.ac.jp

臨床実習指導者の要件変更について（解説）

この度、理学療法作業療法養成施設学校指定規則が改正されました。

（新）指定規則は **2020 年度に入学した学生**に対して適用となります。

＜臨床実習指導者の要件改定＞

改定前： 作業療法士として業務に 3 年以上従事した者

改定後： 作業療法士として業務に **5 年以上**従事した者 かつ

厚生労働省主催（指定）の**臨床実習指導者講習会を修了**した者

――――――――

※講習会等を修了した者

① 厚生労働省指定臨床実習指導者講習会（OT 協会または県士会）を修了した者

② 認定作業療法士のうち平成 29 年度末までに指定講習会免除申請をした者

③ 認定作業療法士取得研修修了者のうち平成 29 年度末までに指定講習会免除申請をした者

④ 臨床実習指導者研修会中・上級コースを修了した者

⑤ 理学療法士作業療法士言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了した者

――――――――

2020 年 4 月入学の学生が 2 年次以降に実施する実習より上記要件が適用されることとなります。したがって、実習施設が実習生を受け入れるためには、（新）指定規則に則った**臨床実習指導者が在籍していることが必須**となります。

そこで、静岡県作業療法士会・静岡県理学療法士会・全国リハビリテーション学校協会静岡支部の 3 団体で協議会を立ち上げ、臨床実習指導者都道府県講習会を運営することになりました。**県内では 600 名程度**の臨床実習指導者を養成していくことが求められています。

以上

お問合せ先：

静岡県作業療法士会 教育部

村岡健史(常葉大学)

t-mura@hm.tokoha-u.ac.jp